

名東区介護保険関係事業者連絡会【通所・入所部会】より 通所事業所による訪問等のサービス提供時における 混乱回避のための法令順守のお願い

平素は、事業者連絡会の運営に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各事業所の皆様におかれましては、その経営や運営管理に苦慮されているものと存じます。

さて、通所事業所様の中には、訪問や電話対応などでのご利用者様へのサービス提供や安否確認などに努めていらっしゃる場所もあると思いますが、これらのサービスの実施については、厚生労働省から連日、通知(下記参照)が発表されておりますので、その通知の内容に準じ、適切な手順を踏んでご対応いただきたいとお願い申し上げます。

※介護保険最新情報Vol.809:「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて(第6報)」令和2年4月7日

※介護保険最新情報Vol.813:「同(第7報)」令和2年4月9日

※介護保険最新情報Vol.816:「同(第8報)」令和2年4月10日 (「NAGOYAかいごネット」参照)

名東区内外で、通所事業所から自宅待機しているご利用者様に電話をかけ、ご利用者ご本人から訪問の承諾を得たとして訪問したものの、担当のケアマネがその事実を把握していなかったり、突然の訪問にご家族が困惑されて苦情になるケースが発生しています。訪問、電話のいずれにいたしましても、ケアプラン(第2表、3表、5表等)に反映させなければならないことをご確認いただければと思います。そのうえで、こうした混乱を回避すべき、**名東区内関係事業所様が連携して対応**できるよう、通所・入所部会として以下のお願いをさせていただきます次第です。

各事業所様でのトリアージ(優先順位の設定)により、訪問や電話でのサービスが必要と判断したご利用者様に、そのサービスを提供する際は、

事前に、担当ケアマネジャーに一報入れてから

実施していただくよう努めていただくと幸いです。

なお、連絡会としては、各事業所様においてコロナ感染者等のご利用が判明した場合に、不要にクラスターを連鎖的に引き起こさぬよう、必要最小限の情報共有を目的に、感染拡大予防窓口(下記)を設けています。もしも、感染や濃厚接触が判明した場合は、

①他のご利用者様 ②各々の担当ケアマネジャー そして

③名東区連絡会「**コロナ感染拡大予防窓口**」:090-4254-7075 (平日:9:00~18:00)

に、速やかに、かつ正確な連絡をお願い致します。

高齢者施設の皆様におかれましても、院内感染を防ぐ対策に尽力を注いでいるかと存じますが万が一の場合は、同様に、上記窓口にご連絡をお願い致します。

感染者判明に伴う心無い風評被害による不利益が利用者様に生じないように、さらに名東区内の事業所様が閉鎖や休業に追い込まれることのないように、引き続き、お互いの理解と協力、そして手を取り合うことを、通所入所部会からも重ねてお願い申し上げます。